	＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア．植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が１％未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ．インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（ＤＴＰ、ＣＴＰ、ＤＤＣＰ方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

２　「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

３　「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

５　判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア．Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ．ＡまたはＢランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ．ＣまたはＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

６　調達を行う各機関は、表３の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

７　「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ （ただし、金、銀、パール、白インキ）	20%以上 （10%以上）
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	７%以上
各種ＵＶインキ	７%以上

８　「芳香族成分」とは、ＪＩＳ　Ｋ2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

９　判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（ＧＰ）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

10　調達を行う各機関は、必要に応じ表４のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

11　判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア．印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（ＮＬ規制）」（平成23年９月１日改訂）に適合していること。

イ．特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。

ウ．特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（ＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）を備えていること。）。

12　調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

13　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。